

広報かさま お知らせ版

平成18年5月11日 第18-9号

本所・支所
問い合わせ方法
笠間・友部地区から
Tel 77-1101
Tel 72-1111
岩間地区から
Tel 37-6611

平成18年度 リハビリ相談のお知らせ

日 時／6月7日(水)、8月2日(水)、10月18日(水)、12月6日(水)、平成19年2月7日(水)、3月7日(水)
午前10時～11時

会 場／笠間保健センター 定員／各2人

対 象 者／病気やけが、老化などで身体機能が低下している方
(例)脳こうそくの後遺症で麻ひとなった方で、自宅でできる訓練を教えてほしい。

腰痛に悩んでいるので、効果的な運動を教えてほしい。 など

内 容／テレビ交信を利用して、医師が診ながら相談に応じます。

※一人30分程度

申込方法／実施日の2週間前までに、電話で次へ。(定員になり次第締切り)

申込み・問合せ先／笠間保健センター Tel 0296-72-7711

「消費生活講座」の受講生を募集

県では、消費者問題に関心のある県民を対象に、自立した消費者を育成する通信講座を開設します。

開講期間／7月～10月(通信講座) ◇受講無料

対 象 者／県内居住者又は通勤・通学者

内 容／☆契約に関する知識 ☆金融サービスに関する知識
☆衣食住に関する知識 など

申込期限／6月9日(金)

申込方法／はがきに住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、次へ。

申込み・問合せ先／〒310-0802 水戸市柵町1-3-1
県北地方総合事務所 県民生活課
Tel 029-225-2490



悪質な住宅火災警報器の訪問販売にご注意を

消防法の改正により、全ての住宅に住宅火災警報器の設置が義務付けられましたが、それに伴い、悪質な訪問販売が増えることが予想されます。警報器は、電気店やホームセンター等で購入できますが、訪問販売で購入する場合は、次の点にご注意ください。

注 意 点／①不当に高い価格で販売する

住宅用火災警報器の市場価格は、機種により様々ですが、国産品の目安は3,000円～10,000円前後です。今後は普及に伴い低価格化が見込まれます。

②消防職員を装って販売する

消防署があっせんや販売をしたり、業者に販売等を委託したりすることはありません。

③火災予防条例の内容(設置が必要な箇所・警報機の種類など)を偽って販売する

<設置が義務付けられる時期>

☆新築住宅→平成18年6月1日から設置が必要

☆既存住宅→平成20年5月31日までに設置が必要

※火災報知器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。合格品には、右のマークがついていしますので、購入の目安にしてください。



(外国製品については、消防本部予防課又は、最寄りの消防署までお問合せください。)

※訪問販売による火災警報器は、クーリング・オフ(8日間)の対象商品になります。(ただし、3,000円以下の現金取引品を除く)

問合せ先／笠間市消費生活センター Tel 0296-77-1313

笠間市消防本部予防課・笠間消防署 Tel 0296-73-0119

友部消防署 Tel 0296-78-0119

岩間消防署 Tel 0299-45-0119

【回覧】お早めに回してください

広報かさまは、ホームページでもご覧になれます <http://www.city.kasama.lg.jp>